株主各位

東京都台東区柳橋二丁目19番6号

## 株式会社 ナイガイ

取締役社長 泉 潔

## 第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年4月22日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1**. **日 時** 平成27年4月23日(木曜日)午前10時
- 3. 目 的 事 項

報告事項

- 1. 第118期(平成26年2月1日から平成27年1月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第118期(平成26年2月1日から平成27年1月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.naigai.co.jp/)に掲載させていただきます。

## 事 業 報 告

(平成26年2月1日から) 平成27年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

## (1) 当連結会計年度の事業の状況

## ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済対策、日銀による 金融対策等を背景として企業収益や雇用情勢の改善が見られる一方で、急激 な円安による原材料費の高騰や、消費税増税に向けた駆け込み需要の反動減 から個人消費の回復遅れが長期化するなど、先行き不透明な状況で推移しま した。

衣料品業界におきましては、消費税増税後の消費マインドの低迷と、賃金の定期昇給・ベースアップを上回る物価上昇による実質賃金の低下等により、消費者の慎重な購買行動が予想よりも長く続いたことに加え、円安に伴う調達コストの上昇や、2月の記録的な大雪、8月、10月の台風の相次ぐ接近等、天候不順の影響も重なり、厳しい状況が続きました。

こうした中、当社グループは、レッグウェアでは、洋服や靴とのコーディネートを楽しむソックスのスタイル提案、ジャストシーズン商品の販売強化、マーケティング室との連携で、女性の24時間を足元からサポートする、ライフスタイル提案型新ブランド「URUNA(ウルナ)」の先行販売を実施しました。

紳士靴下と紳士アンダーウェアでは、既存ブランドでの商品ラインの拡充、販売強化に加え、新たなライセンスブランドとの提携による販売拡大を目指しました。また、消費者ニーズの多様化に対応して、新規ドラッグ販路の開拓、インターネット通販事業の拡大に注力するなど、増収、増益に向けた取り組みを進めました。

卸売り事業につきましては、レッグウェアの店頭販売が総じて順調に推移し、さらに、紳士アンダーウェアの展開店舗及びスペースの増加やゴム糸製造卸の増収が売上拡大に寄与しましたが、消費税増税前に例年よりも早くセール商品を店頭から引き下げたことなどから返品が大幅に増加し、加えて、輸出販売の減少、量販店向けカジュアルシャツ卸売り販売の不振が響き、減収、減益となりました。

通信販売事業は、インターネット通販が順調に推移し、概ね計画通りの売上と利益を確保し、増収、増益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、概ね前年並みの17,497百万円(前期比0.2%減)となりましたが、営業損失は、円安による海外調達原価の悪化、返品調整引当の積み増しに加え、第4四半期における急激な円安進行により、海外子会社との取引高消去における為替換算差額が膨らんだことが大きく影響し、161百万円(前期比60百万円減)、経常利益は、為替予約の実行による為替差益と為替予約の時価評価益が加わり、115百万円(前期比17百万円増)、当期純利益は68百万円(前期比12百万円減)となりました。

なお、当社の売上高は、12,997百万円(前期比3.4%減)と減収となり、円安による原価上昇の影響等により営業損失は142百万円(前期比92百万円減)となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

#### <卸売り事業>

卸売り事業の主体であるレッグウェア事業につきましては、百貨店販路の紳士靴下とアンダーウェアにおいて、新しく「サイコバニー」、「トミー ヒルフィガー」とのライセンス契約を締結し、最大の繁忙期であるクリスマス商戦に向け、デビューフェアやギフト提案を積極的に行いました。

紳士靴下では、カジュアルファッションの流れを受けて、デッキシューズやスニーカーとコーディネートするショートソックスと、快適性高機能商品の需要の高まりから、夏場の涼感素材や冬場の防寒素材を使用した機能素材ソックスの販売が売上を牽引しました。

婦人靴下では、ファッションのカジュアル化の流れから、クルーソックスが前年から引き続き堅調に推移したことに加え、年間を通じてショート 大のスニーカーソックスの販売が好調を継続しました。

パンストにつきましては、ヤング、ヤングアダルト層をターゲットにしたブランド展開の縮小、ミッシー、ミセス層に向けた高額オケージョンパンストの不振が響き、減収となりました。ライフスタイル提案型新ブランド「URUNA(ウルナ)」では、新規開拓販路において先行販売を実施し、来期からの本格的な展開に向け、準備を進めました。

専門店販路は、一般小売店では定番商品のリピート販売不振により減収となりましたが、問屋、ドラッグチェーン等の新規得意先では、新ブランド「温潤美人」や別注商品の投入が順調に進み増収となりました。

量販店販路は、大手量販チェーンとのPB(プライベートブランド)の取り組み、NB(自社オリジナルブランド)の強化が実を結び、取引の拡大につながりました。

その他卸売り事業につきましては、量販店向け紳士カジュアルシャツ卸売りの株式会社NAPが、主力取引先への販売不振から苦戦を強いられたものの、ゴム糸製造卸のRONDEX (Thailand) CO., LTD. は、販売拡大に加えて、コスト削減に取り組んだ結果、増収、増益となりました。輸出は、欧米向け輸出の不振により減収となりましたが、OEM、海外子会社の事業につきましては、概ね前年を上回る売上となりました。

この結果、卸売り事業の当連結会計年度における売上高は14,019百万円 (前期比1.0%減)、営業損失は168百万円(前期比96百万円減)となりました。

#### <通信販売事業>

通信販売事業につきましては、株式会社ナイガイ・イムが、事業効率改善に向けたブランド集約再編により減収したものの、商品原価の削減、経費削減により増益となり、また、在庫につきましては、前年から大きく削減することが出来ました。

インターネット通販を展開するセンティーレワン株式会社は、消費税増税前の駆け込み需要の取り込みと、増税後の経費削減による効率化に成功し、設立来8期連続の増収とともに大幅な増益を達成しました。

この結果、通信販売事業の当連結会計年度における売上高は、3,478百万円(前期比3.3%増)、営業利益は11百万円(前期比42百万円増)となりました。

#### <事業別の売上高>

事		業	区		分	売	上	高	構	成	比
卸	売	Ŋ	)	事	業			百万円 14,019			% 80. 1
通	信	販	売	事	業			3, 478			19. 9
合					計			17, 497			100.0

② 設備投資の状況 特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況 特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継 の状況 該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

	区 分		第115期 (平成24年1月期)	第116期 (平成25年1月期)	第117期 (平成26年1月期)	第118期 (当連結会計年度) (平成27年1月期)
売	上	高(百万円)	18, 133	17, 342	17, 526	17, 497
経	常 利	益(百万円)	116	129	98	115
当	期 純 利	益(百万円)	76	105	80	68
1 株	当たり当期純	利益(円)	1.03	1. 43	0.98	0.84
総	資	産 (百万円)	12, 493	13, 177	13, 404	14, 169
純	資	産 (百万円)	6, 908	7, 722	8, 354	8, 660

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会	社	名	資本金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会	社ナイガ	イ・イム	百万円 50	100 %	婦人服、服飾雑貨及び健康用品 の通信販売 なお、建物は当社が転貸
センテ	ィーレワン	株式会社	30	100	靴下及び服飾雑貨のインターネット通信販売
株式	会 社	N A P	50	100	紳士、婦人衣料の製造及び卸販売 なお、建物は当社が転貸

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、激動する経済環境、多様化する消費市場の中で「持続的成長を可能にする基盤づくり」の確立を目的に、第2次中期経営計画に基づき、引き続き、以下の各課題に取り組んでまいります。

- ① レッグウェア事業の持続的成長を可能にするバリューチェーン再構築
  - (i)マーケティング機能強化
    - 消費者起点での企画-販売の連携活動により提案発信力を高める
  - (ii)新規顧客を取り込む新ブランド開発
    - ・婦人レッグウェア新オリジナルブランド開発
    - ・紳士レッグ&インナー新ライセンスブランド展開
  - (iii) 生産調達効率の改善
    - ・定番販売機会ロスの圧縮(適時適量を目的とした国内生産インフラ整備)
    - ・ 仕入原価の削減(円安影響を吸収できる適地適産を目的とした海外生産インフラ整備)
  - (iv)物流効率の改善
    - ・外部連携による輸入調達コスト削減
    - ・百貨店共同配送事業展開での物流効率改善
    - ・量販物流外部化による物流コスト削減
  - (v)販売チャネル多様化への対応
    - ・百貨店では引き続きトップシェアを維持
    - ・生活密着型チェーン店販路でのシェアの拡大
    - ・インターネット販売の強化、販売拡大
- ② グループ連携によるインターネット通販事業の拡大
- ③ 株式会社ナイガイ・イムの収益力改善
- ④ 日鉄住金物産株式会社との業務提携の推進
- (5) 主要な事業内容(平成27年1月31日現在)

事	Š	業	⊵	ζ	分	事 業 内 容
卸	売	Ŋ	)	事	業	靴下等繊維製品の企画、製造及び販売
通	信	販	売	事	業	繊維製品や革製品等の通信販売

## (6) 主要な事業所(平成27年1月31日現在)

## ① 当社の事業所

本					社	東京都台東区
名	古	屋な	トフ	1	ス	愛知県名古屋市中区
大	阪	オ	フ	イ	ス	大阪府大阪市中央区
福	岡	オ	フ	イ	ス	福岡県福岡市中央区

## ② 子会社の主要な事業所

株式	式 会	社ナ	イガ	イ	・イ	Д	東京都台東区
セン	センティーレワン株式会社				式会	社	大阪府大阪市北区
株	式	会	社	N	A	Р	愛知県名古屋市中区

## (7) **使用人の状況**(平成27年1月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

事	業	×	[	分	使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
卸	売	り	事	業		249	9名		2名減
通	信 販	売	事	業		31			1 名減
合				計		280	)		3名減

(注) 使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

## ② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
	124名			2名増		46.	4歳		20.3年

(注) 使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況(平成27年1月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会	社商工組合「	中央金庫			435百万円
株式会	: 社 三 井 住	友 銀 行			400

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況(平成27年1月31日現在)

① 発行可能株式総数 278,000,000株

② 発行済株式の総数82,172,815株

③ 株主数 8,881名

④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
日鉄住金物産株式会社	千株	%
日	8, 141	9. 91
株式会社三井住友銀行	3,660	4. 45
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY	3, 475	4, 23
(CAYMAN) LIMITED	3,475	4. 23
帝人フロンティア株式会社	2, 394	2. 91
三井住友信託銀行株式会社	2,000	2. 43
東レ株式会社	1, 965	2. 39
ナイガイ協力会社持株会	1, 773	2. 15
日本証券金融株式会社	1, 574	1. 91
倉敷紡績株式会社	1,031	1. 25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	805	0.00
(信託口6)	805	0.98

<sup>(</sup>注) 持株比率は、自己株式29,207株を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

## ① 取締役及び監査役の状況 (平成27年1月31日現在)

会社に	おける	地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)			泉	潔	営業本部長
取	締	役	谷	知 久	営業二部/営業三部/マーケティング室/株式会社 インテクスト/センティーレワン株式会社担当
取	締	役	市原	聡	経理部/総合管理部担当
取	締	役	今 泉	賢 治	営業一部/営業四部/企画開発部/トレーディング部 /ロンデックス課/海外子会社/株式会社NAP担当 /株式会社ナイガイ・イム代表取締役
常勤	監査	役	服部	正信	
監	查	役	柳村	幸一	極東証券株式会社社外監査役
監	查	役	柏木	秀一	一般社団法人日本商事仲裁協会理事 柏木総合法律事務所代表パートナー

- (注)1. 監査役柳村幸一氏及び柏木秀一氏は、社外監査役であります。
  - 2. 当社は監査役柳村幸一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

# ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の額
取締役	4 名	56 百万円
監 査 役	3	19
(うち社外監査役)	(2)	(7)
合 計	7	75
(うち社外役員)	(2)	(7)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、平成14年4月26日開催の第105回定時株主総会において月額2,000万円以内(但し、使用人分の給与は含まない。)と決議いただいております。
  - 2. 監査役の報酬額は、平成2年4月26日開催の第93回定時株主総会において月額450万円 以内と決議いただいております。

## ④ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役柳村幸一氏は、極東証券株式会社において社外監査役を務めて おります。なお、当社は、極東証券株式会社との間には特別の関係は ありません。
- ・監査役柏木秀一氏は、一般社団法人日本商事仲裁協会の理事及び柏木 総合法律事務所において代表パートナーを務めております。なお、当 社は、柏木総合法律事務所と法律顧問契約を締結しており、また、一 般社団法人日本商事仲裁協会との間には特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

					当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査
				役会9回すべてに出席いたしました。主に金融機関の経営	
m*/.		-4-	経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・		
監	査	役	柳村	幸一	適正性を確保するための助言・提言を行っております。ま
					た、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査
					に関する重要事項の協議等を行っております。
					当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査
					役会9回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門
四/-	*	óп	+6 +	<del>*</del>	的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保す
監	査	役	柏木	秀一	るための助言・提言を行っております。また、監査役会にお
					いては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項
					の協議等を行っております。

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に 定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称

#### 有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	25

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業 年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、以下に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任、又は、不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任、又は、不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム構築の基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制に関して、平成18年5月26日開催の取締役会において、以下のとおり基本方針を決議し、平成21年4月23日開催の取締役会において内容の見直しを行なっております。

#### ① 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる情報は、法令及び社内規程を遵守し、関連情報と共に適切に保管・管理し、閲覧・謄写請求者の要求に速やかに対処できる状態を維持しております。

#### ② 損失の危機管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会が中心となってグループ全体のリスクを網羅的・総括 的に管理し、各事業部毎に評価・対策を講じリスク管理体制を明確化して おります。個別のリスクの管理にあたっては、リスクの識別及び対応のマ ニュアル化・規程化を推し進め、体制の整備を行なっております。

#### ③ 取締役の職務が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は定例の取締役会に加え、常勤役員等で構成する経営会議において、重要な職務執行に関し、意思決定が迅速かつ合理的に行なえる社内体制をとっております。

# ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令・定款・規程等に基づいた職務行動するよう、コンプライアンス委員会が役職員を監督・指導していきます。また、内部通報制度(ジャスティス)の運用の整備に努めております。

## ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

コンプライアンスマニュアルに従い、コンプライアンス委員会の構成員である各子会社の取締役が各子会社に対し横断的・個別的に監督・指導を行ない、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努めております。

## ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人は現在配置しておりませんが、監査役からの要請があれば、監査役会の同意のもと当社の使用人から監査役補助者を決定いたします。

#### ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人を置いた場合は、人事異動・評価等に関しては監査役の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保いたします。

# ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社役職員は、法定の事項に加え会社に重大な損失が発生し又は発生する恐れがある事項については、その都度監査役に報告してまいります。また、前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。

#### ⑨ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

代表取締役との定期的な会合を実施し、また、内部監査部門との連携を 図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行に注力してまいりま す。

## ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわないとする方針を堅持いたします。

## ① 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法及びその他の法令の定め に従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行なわれる体制の 整備、運用、評価を継続的に行ない、財務報告の信頼性と適正性を確保い たします。

# 連結貸借対照表

(平成27年1月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	14, 169	(負債の部)	5, 509
流 動 資 産	10, 452	流 動 負 債	3, 729
A A		支払手形及び買掛金	785
現金及び預金	3, 143	電子記録債務	1, 097
受取手形及び売掛金	3, 677	短 期 借 入 金	473
商品及び製品	3, 142	1年以内返済予定の 長期借入金	150
   仕掛品	13	未 払 金	576
177 134 111	10	未 払 法 人 税 等	49
原材料及び貯蔵品	73	未 払 費 用	114
そ の 他	441	返品調整引当金	393
	111	賞 与 引 当 金	30
貸 倒 引 当 金	△38	そ の 他	57
   固定資産	3, 716	固 定 負 債	1, 780
	5,7.15	長 期 借 入 金	285
有 形 固 定 資 産	222	退職給付に係る負債	1, 086
建物及び構築物	35	繰延税金負債	371
,		そ の 他	36
土 地	83	(純資産の部)	8, 660
そ の 他	102	株 主 資 本	7, 639
		資 本 金	7, 691
無形固定資産	254	資 本 剰 余 金	6, 781
投資その他の資産	3, 240	利 益 剰 余 金	△6, 831
	,	自 己 株 式	$\triangle 2$
投 資 有 価 証 券	3, 025	その他の包括利益累計額	987
その他	246	その他有価証券評価差額金	829
·		為替換算調整勘定	157
貸 倒 引 当 金	△32	少数株主持分	32
資 産 合 計	14, 169	負 債 純 資 産 合 計	14, 169

連結損益計算書 (平成26年2月1日から 平成27年1月31日まで)

(単位:百万円)

		1	(単位:日万円)
科目		金	額
売 上 高			17, 497
売 上 原 価			11, 798
売 上 総 利	益		5, 699
販売費及び一般管理費			5, 860
営 業 損	失		161
営業外収益			
受 取 利 息 及 び 配 当	金	41	
為           差	益	222	
持分法による投資利	益	9	
その	他	40	313
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	22	
そのの	他	14	36
経常利	益		115
特 別 損 失			
投資有価証券評価	損	4	4
税金等調整前当期純利	益		111
法人税、住民税及び事業	税	44	
法 人 税 等 調 整	額	△5	38
少数株主損益調整前当期純利	益		72
少数株主利	益		3
当 期 純 利	益		68

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年2月1日から) 平成27年1月31日まで)

(単位:百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年2月1日残高	7, 691	6, 781	△6, 900	△1	7, 570
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 利 益			68		68
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	68	△0	68
平成27年1月31日残高	7, 691	6, 781	△6,831	△2	7, 639

	その	の他の包括利益累割			
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	少数株主持分	純資産合計
平成26年2月1日残高	663	93	756	26	8, 354
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 利 益					68
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	166	64	231	6	237
連結会計年度中の変動額合計	166	64	231	6	305
平成27年1月31日残高	829	157	987	32	8, 660

#### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社9社はすべて連結の範囲に含めており、主要な子会社の名称は次のとおりであります。

株式会社ナイガイ・イム センティーレワン株式会社 株式会社NAP

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社1社(株式会社ウメダニット)は持分法を適用しております。

3. 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社のうち、NAIGAI APPAREL (H. K. ) LTD.、RONDEX (Thailand) CO., LTD.、青島美内外時装有限公司、上海奈依尓貿易有限公司及び台北内外發展股份有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては当該決算日現在の計算書類を採用しております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全

部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均

法により算定)

時価のないもの<br />
移動平均法による原価法

デリバティブ 時価法

たな卸資産 評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性

の低下に基づく簿価切下げの方法)

商品 最終仕入原価法 製品 移動平均法

仕掛品 同上 原材料及び貯蔵品 同上

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は定率法

但し、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設

備を除く)については定額法 また、在外子会社は定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりでありま

す。

建物及び構築物 3年~15年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

#### (3) 重要な引当金の計上方法

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品見込額の売買利益相当額を計上しております。

#### 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の従業員に対する賞与の支給に備えて、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び一部の子会社の従業員の退職給付に備えて、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物 為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数 株主持分に含めております。

#### (6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (7) 連結納税制度の適用

当社及び国内連結子会社は連結納税制度を適用しております。

#### 5. 会計方針の変更

#### (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。)を当連結会計年度末より適用し(但し、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務を従来の「退職給付引当金」から「退職給付に係る負債」として計上する方法に変更しております。

なお、当社及び子会社は簡便法を適用しているため、当該変更による純資産に与える影響 はありません。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額859百万円2. 投資有価証券に含まれる関連会社株式524百万円3. 担保に供している資産土地78百万円投資有価証券1,234百万円

上記に対応する債務 短期借入金 473百万円

上記の他、定期預金626百万円を銀行取引保証のため、16百万円を営業取引保証のためそれぞれ担保に供しております。

4. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が当連結 会計年度末残高に含まれております。

受取手形 38百万円

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式 82,172,815株

#### (金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資については、主に手元資金によっておりますが、 一部銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融商品で運 用しております。デリバティブ取引は、原則として実需に伴う取引に限定しており、投機 的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価のある株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスク管理のため、市場価格や発行会社の財務状況等の把握を継続的に行っております。

デリバティブ取引は、外貨建資産・負債に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避 する目的で、実需の範囲内で外貨建資産・負債を対象とした為替予約取引を利用してお り、投機目的やトレーディング目的のためにはこれを利用しておりません。

デリバティブ取引の実行及び管理は、当社の経理部にて一元的に行い、その取引結果はすべて経理部長に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備 投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2.参照)。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金及び預金	3, 143	3, 143	_
(2)受取手形及び売掛金	3, 677		
貸倒引当金(※1)	△38		
	3, 638	3, 638	
(3)投資有価証券	2, 487	2, 487	_
資産計	9, 269	9, 269	_
(4)支払手形及び買掛金	785	785	_
(5)電子記録債務	1, 097	1, 097	_
(6)短期借入金	473	473	_
(7)長期借入金	435	435	0
負債計	2, 791	2, 792	0
デリバティブ取引(※2)	20	20	_

- ※1 受取手形及び売掛金はそれに対応する貸倒引当金を控除しております。
- ※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資 産
- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関 から提示された価格によっております。

#### 負債

- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。
- (7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金については1年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額537百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の(3)投資有価証券に含めておりません。

#### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

たな卸資産評価損	76百万円
返品調整引当金	92
退職給付に係る負債	385
投資有価証券評価損	174
減損損失	37
繰越欠損金	2, 629
その他	94
繰延税金資産小計	3, 492
評価性引当額	△3, 488
繰延税金資産合計	3
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△367
その他	$\triangle 4$
繰延税金負債合計	△371
繰延税金負債の純額	△368

#### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

105円03銭

2. 1株当たり当期純利益

0円84銭

# 貸借対照表

(平成27年1月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)	12, 548	(負債の部)	4, 731
流 動 資 産	7, 801	流 動 負 債	3, 194
現金及び預金	2, 392	支 払 手 形	130
受 取 手 形	333	電 子 記 録 債 務	1, 097
	2, 785	買 掛 金	326
商品	1, 621	短 期 借 入 金	400
野 蔵 品	45	1年以内返済予定の 長 期 借 入 金	80
前払費用	210	未 払 金	436
未収入金	96	未 払 法 人 税 等	26
短期貸付金	103	未 払 費 用	75
		立替支払手形	170
立替金	195	返品調整引当金	385
そ の 他	53	賞 与 引 当 金	26
貸倒引当金	$\triangle 36$	そ の 他	39
固定資産	4, 747	固定負債	1, 537
有 形 固 定 資 産	113	長期借入金	80
建物	26	退職給付引当金	1, 051
工具・器具及び備品	76	繰 延 税 金 負 債 そ の 他	371 34
土 地	5	(純資産の部)	7, 816
そ の 他	4	株主資本	7, 010
無形固定資産	247	資 本 金	7, 691
投資その他の資産	4, 386	資本剰余金	6, 794
投資有価証券	2, 500	資 本 準 備 金	1, 997
関係会社株式	622	その他資本剰余金	4, 796
関係会社出資金	24	利 益 剰 余 金	△7, 475
長期貸付金	1, 102	その他利益剰余金	△7, 475
		繰越利益剰余金	△7, 475
差入保証金	134	自己株式	Δ2
その他	33	評価・換算差額等	809
貸倒引当金	△32	その他有価証券評価差額金	809
資 産 合 計	12, 548	負 債 純 資 産 合 計	12, 548

# 損益計算書

(平成26年2月1日から) 平成27年1月31日まで)

(単位:百万円)

		科	E	1		金	額
		11		1		五	TH
売		上		高			12, 9
売	上	. "	亰	価			9, 2
	売	上	総	利	益		3, 7
販	売 費 及	びー	投 管	理 費			3, 9
	営	業		損	失		
営	業	外	収	益			
	受 取	利息	及	び配	当 金	62	
	為	替		差	益	67	
	そ		Ø		他	32	:
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	14	
	そ		の		他	13	
	経	常		損	失		
特	別	1	員	失			
	投 資	有 価	証	券 評	価 損	4	
税	引前	当 期	純	損失			
法	人税、信	主民税及	びす	革業 税		11	
法	人 税	等	調	整 額		△2	
当	期	純	損	失			

# 株主資本等変動計算書

(平成26年2月1日から) 平成27年1月31日まで)

(単位:百万円)

					(平匹・日ガロ)			
	株主資本							
	資本剰余金				利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
	~ ,			資本剰余金合計	繰越利益 剰余金			
平成26年2月1日残高	7, 691	1, 997	4, 796	6, 794	△7, 454			
事業年度中の変動額								
当期純損失					△21			
自己株式の取得								
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	_	-	_	_	△21			
平成27年1月31日残高	7, 691	1, 997	4, 796	6, 794	△7, 475			

	株主	資本	評価・換算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
平成26年2月1日残高	Δ1	7, 029	652	7, 681
事業年度中の変動額				
当期純損失		△21		△21
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)			156	156
事業年度中の変動額合計	△0	△21	156	134
平成27年1月31日残高	△2	7, 007	809	7, 816

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評

価差額は、全部純資産直入法により処理

し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

デリバティブ 時価法

たな卸資産 評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価

切下げの方法)

商品 最終仕入原価法 貯蔵品 移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

但し、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設

備を除く)については定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりでありま

す。

建 物 3年~15年

工具・器具備品 3年~5年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品見込額の売買利益相当額を計上しております。

當与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上して おります。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上 しております。

- 4. 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として 処理しております。
- 5. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- 6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する債権債務

(1) 短期金銭債権 570百万円

(2) 長期金銭債権 1,093百万円

(3) 短期金銭債務 243百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 272百万円

3. 担保資産

担保に供している資産

投資有価証券 1,234百万円

上記に対応する債務

短期借入金 400百万円

上記の他、定期預金626百万円を銀行取引保証のため、16百万円を営業取引保証のためそれ ぞれ担保に供しております。

4. 保証債務

信用状開設に対する債務保証

NAIGAI APPAREL (H. K. ) LTD.

203百万円

借入金に対する債務保証

株式会社ナイガイ・イム

140百万円

5. 立替支払手形

立替支払手形は、関係会社の仕入債務等の代行払いとして振り出した支払手形であり、それに対応する債権は流動資産の立替金に含まれております。

6. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が当期末残高に含ま れております。

受取手形 34百万円

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 関係会社への売上高 1,199百万円

(2) 関係会社からの仕入高

1,007百万円 861百万円

(3) 関係会社への物流業務委託料

801日万円

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

21百万円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

29,207株

#### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

たな卸資産評価損	34百万円
返品調整引当金	92
退職給付引当金	374
投資有価証券評価損	174
繰越欠損金	2, 455
関係会社株式評価損	60
その他	104
繰延税金資産小計	3, 297
評価性引当額	△3, 297
繰延税金資産合計	
但74.14 A A D	

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	$\triangle 367$
その他	$\triangle 3$
繰延税金負債合計	△371
繰延税金負債の純額	△371

## (関連当事者との取引に関する注記)

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社 ナイガイ・イム	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任 債務保証	資金の貸付 (注2) 貸付金の回収 (注2) 利息の受取 (注2) 債務保証 (注1)	200 250 17 140	長期貸付金短期貸付金	900 100
子会社	株式会社NAP	所有 直接 100%	役員の兼任	商品の販売(注3)	892	売掛金	156
子会社	NAIGAI APPAREL (H. K.) LTD.	所有 直接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注4)	203	-	_
子会社	RONDEX(Thailand) CO., LTD.	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	貸付金の回収 (注2) 利息の受取 (注2)	20 3	長期貸付金	193

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社ナイガイ・イムの金融機関からの借入金に対して債務保証をしており、取引金額は期末時点の保証残高であります。
  - 2. 株式会社ナイガイ・イム及びRONDEX (Thailand) CO., LTD. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
  - 3. 株式会社NAPに対する商品の販売については、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
  - 4. NAIGAI APPAREL (H. K.) LTD. の外為取引に係る取引銀行の支払承諾に対して、債務保証をしており、取引金額は期末時点の保証残高であります。
  - 5. 上記の表における取引金額のうち、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には 消費税等を含めておりません。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

95円16銭

2. 1株当たり当期純損失

0円26銭

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年3月23日

株式会社ナイガイ 取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 努印業務執行社員 公認会計士 山田 努印

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナイガイの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナイガイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年3月23日

株式会社ナイガイ 取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 努 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナイガイの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと 判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人 からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め ました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当で あると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当で あると認めます。

平成27年3月27日

株式会社ナイガイ 監査役会 常勤監査役 服 部 正 信 ⑪ 社外監査役 柳 村 幸 一 ⑪ 社外監査役 柏 木 秀 一 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	。 氏 <sup>*</sup> 名 (生年月日)	略歴、当	当社における地位及び担当 とな 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	泉 泉 (昭和28年1月26日)	昭和54年12月 平成14年2月 平成18年2月 平成20年4月 平成20年10月	— · · · · ·	62,000株
2	だに のり ひさ 谷 知 久 (昭和35年9月13日)	昭和58年4月 平成15年4月 平成20年2月 平成20年4月	当社入社 当社靴下事業部販売第二部長 当社レッグウェア事業部販売統括部長 当社取締役(現任)	45,000株
3	がち はら きとる 市 原 聡 (昭和34年6月5日)	昭和57年4月 平成14年2月 平成17年2月 平成18年2月 平成20年2月 平成20年4月	当社入社 当社SPA事業部長 ナイガイアパレル株式会社執行役員 当社経営企画室統括部長 当社執行役員事業革新推進室長 当社取締役(現任)	34,000株
4	いまいずみ 版 今 泉 賢 治 (昭和39年10月28日)	昭和62年4月 平成16年2月 平成20年2月 平成21年4月 平成24年5月	当社入社 当社靴下事業部商品第一部長 当社執行役員 当社取締役(現任) 株式会社ナイガイ・イム代表取締役(現任)	56,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 現任取締役の当社における担当は、11頁に記載のとおりであります。

#### 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役服部正信及び柳村幸一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	<ul><li>、 り が 名</li><li>(生年月日)</li></ul>	略 歴 、( 重 要	当 社 に お け る 地 位 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
*	昭和54年4月	当社入社		
	平成15年2月	当社ポロ・ラルフローレン事業部ポ		
1	いそ だ ゆたか		ロ・ラルフローレン部長兼MDC室長	_
1 機 田 裕 (昭和31年3月28日)	平成18年4月	株式会社ドーム アンダーアーマー事		
	(+0/101 + 0/120 0/		業部部長	
	平成26年7月	当社内部監査室部長 (現任)		
		昭和44年4月	株式会社三井銀行入行	
		平成3年4月	株式会社太陽神戸三井銀行管理本部	
			人事第二部副部長	
		平成9年6月	株式会社さくら銀行取締役兼東京営	
			業部東京営業第六部長	
	やなぎ むら こう いち 柳 村 幸 一	平成13年4月	株式会社三井住友銀行常務執行役員	
2 例 刊 辛 一 (昭和22年2月14日)		兼人事部長	_	
		平成14年6月	室町殖産株式会社取締役社長	
		平成19年4月	当社社外監査役(現任)	
		平成21年6月	極東証券株式会社社外監査役(現任)	
		(重要な兼職の	)状況)	
		極東証券株式	<b>二</b> 会社社外監査役	

- (注)1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
  - 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 柳村幸一氏は、社外監査役候補者であります。
  - 4. 柳村幸一氏を社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。 柳村幸一氏は、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、監査役とし て経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かした有効な助言を期待し、 社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、当社は、柳村幸一氏を東京 証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認され

た場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

- 5. 柳村幸一氏の社外監査役としての独立性につきましては、次のとおりであります。
  - (1) 柳村幸一氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより当社が権利義務を承継又は譲受けした株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
  - (2) 柳村幸一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
  - (3) 柳村幸一氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の 親族その他これに準ずる者ではありません。
- 6. 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、柳村幸一氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。
- 7. 柳村幸一氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

#### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役 会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	。 氏 <sup>*</sup> 名 (生年月日)	略 歴 、 ( 重 要	当社における地位な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	が だ か ま 野 口 光 夫 (昭和25年5月31日)	昭和49年4月 昭和53年7月 平成17年8月 平成20年6月 平成20年7月	大阪国税局入局 大蔵省(現財務省)主税局 税理士登録 駿河台法律会計事務所パートナー 株式会社フェローテック社外監査役 駿河台法律会計事務所代表(現任)	-
2	。 湯 浅 (昭和33年8月22日)	昭和56年4月 平成19年2月	当社入社 当社総合管理部長(現任)	27,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 野口光夫氏は、補欠の社外監査役候補者であり、湯浅誠氏は、監査役候補者磯田裕氏の 補欠の監査役候補者であります。
  - 3. 野口光夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。 野口光夫氏は、税理士としての経験で培われた財務及び会計に関する知識を、同氏が監 査役に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役 として選任をお願いするものであります。
  - 4. 野口光夫氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由 につきましては、次のとおりであります。
    - 野口光夫氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務及び 会計に精通しており、企業経営を統括する充分な見識を有しておられることから、社外 監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
  - 5. 野口光夫氏の社外監査役としての独立性につきましては、次のとおりであります。
    - (1) 野口光夫氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより当社が権利義務を承継又は譲受けした株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

- (2) 野口光夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- (3) 野口光夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の 親族その他これに準ずる者ではありません。
- 6. 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、野口光夫氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号 東武ホテルレバント東京 3階 吉野 電 話 03 (5611) 5511

東京メトロ半蔵門線 東武ホテル レバント東京 ● 錦糸公園 3番出口 東京メトロ 北斎通り アルカ キット 錦糸町 すみだ アルカ アルカ 交番 トリフォニ セントラル イースト ホール |錦糸町駅 至 両国 至 亀戸 J R錦糸町駅 +++JR総武本線 LIVIN 南口 テルミナ ● ● 楽天地 国道14号 京葉道路 ●みずほ銀行 ●丸井 四ツ目通 至 住吉

> 最寄駅 JR総武本線 錦糸町駅(北口) 東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅(3番出口)徒歩3分



